

国選付添人選任の対象を観護措置決定を受けた少年すべてに拡大することを求める決議

2007年の少年法改正により、一定の重大事件（故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪及び死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪）については、家庭裁判所が弁護士である付添人の関与が必要であると認めるときという条件があるものの、国選付添人が選任されることになった。

こうして、国選付添人制度が発足したことは、大きな前進とはいえものの、その他の事件により観護措置決定を受けている多くの少年は、付添人が選任されないまま少年院送致などの重大な審判を受けるという事態が続いている。

とりわけ、被疑者国選対象事件が拡大され、いわゆる必要的弁護事件については、すべて被疑者の段階で国選弁護人を選任することができるようになった。そのため、少年についても、被疑者段階では国選弁護人が選任されていたにもかかわらず、家庭裁判所に送致されると同時に当該少年には弁護士が選任されなくなるという事態を生じさせている。これは、法の不備といわざるを得ない。

少年事件に弁護士付添人を選任することは、冤罪を防ぐという観点から不可欠であるだけでなく、適正な手続きの下で、適正な保護処分に付するという観点からも、そして、何よりも少年の更生を図るといふ少年法の理念を実現するうえでも不可欠である。

これまで、日弁連は、弁護士自らが費用を出し合い、法律援助という方法で多くの少年が弁護士付添人を選任できるように努力してきた。しかしながら、冤罪を防止し、適正な手続きの中で適正な保護処分に付すること、そして、少年の更生を期すことは、すべて国の責務である。

そこで、福岡県弁護士会は、少年が家庭裁判所に送致され、観護措置決定を受けて身体拘束されている事案については、すべて国選付添人が選任される制度、すなわち全面的国選付添人制度を早急に実現することを求めるものである。

以上のとおり決議する。

2010（平成22）年5月25日

福岡県弁護士会定期総会